

山形県 まん延防止等重点措置の 適用に伴う要請

令和4年1月25日

■ 重点措置区域

- ・ 山形市
- ・ 庄内地域(鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)

■ 実施期間

令和4年1月27日(木)から

令和4年2月20日(日)まで

県民の皆様へのお願い

	重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第31条の6第2項、第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出は控えてください。 ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。 ○営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店の利用は控えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○重点措置区域への不要不急の移動は控えてください。
県外との往来	<ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の往来は控えてください。 ※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。 ○移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大地域との不要不急の往来は控えてください ※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし

県民の皆様へのお願い

	重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
会食	<ul style="list-style-type: none"> ○1テーブル4人以下、2時間以内で感染防止対策を徹底して行ってください。 ※結婚式など冠婚葬祭も含む ○都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○なるべく1テーブル4人以下で感染防止対策を徹底して行ってください。 ※結婚式など冠婚葬祭を含む
感染防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> ○不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。 ○ワクチンの効果は、時間が経過すると低下してきますので、ワクチン接種後も、マスクの着用など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。 ○発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に医療機関に連絡し、受診してください。 ○無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受けてください。 	

学校等へのお願い

県立学校	<ul style="list-style-type: none">○部活動について<ul style="list-style-type: none">・自校内の活動とし、マスクを着用しても活動できる負荷の内容に限定・他校等との交流、合宿等宿泊を伴う活動は停止（全国大会等の出場を除く）・重点措置区域の学校は、平日は週4日90分以内の活動とし、土日祝日は活動停止・活動前後のマスク着用等の感染防止対策の指導徹底○校外学習等は、実施の可否を慎重に検討し、重点措置区域の学校では他市町村への移動を自粛、その他区域の学校では重点措置区域への移動を自粛○受験等で県外に移動する場合、無料PCR等検査の活用を推奨
幼稚園、保育所	<ul style="list-style-type: none">○感染防止対策の徹底・強化を要請○事業継続により社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所を要請

事業者の皆様へのお願い

重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
○業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。 ○就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。 ○テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。 ○ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。 ○体調が優れない方や、子どもの養育等が必要な方が気兼ねなく休める環境を整備してください。 ○従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。	感染防止対策等

飲食店等の皆様へのお願い

重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)
(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

期間	1月27日(木)から2月20日(日)まで
対象	①飲食店（宅配・テイクアウトサービスは除く） ②遊興施設(スナック、カラオケ店等)、結婚式場等 ⇒①、②のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>1 営業時間の短縮要請 [認証施設] 営業時間を午前5時から午後9時までとしてください。（酒類の提供は可）協力金: 4～11万円／日</p> <p>[非認証施設] 営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供を行わないでください。（利用者の持込を含む。）協力金: 3～10万円／日</p> <p>※大企業の場合：1日当たりの売上減少額の40%（上限20万円） ※中小企業もこの計算方法を選択可</p> <p>2 利用者の人数制限（対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし） 1テーブル4人以内にしてください。</p>

イベント主催者等の皆様へのお願い

（県内全域共通）（特措法第24条第9項）

次の人数上限に沿ったイベントの開催をお願いします。

収容定員	大声なし	大声あり
1万人超	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、2万人まで	
5,000人超 ～1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで	収容定員の半分まで (上限5,000人)
5,000人以下	収容定員まで	

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること

※ 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし

※ 1月28日までを周知期間とし、1月28日までに販売されたチケットに限り、上記要件を適用せず、キャンセルは不要

大規模集客施設(1,000m²超)へのお願い (重点措置区域)(特措法第31条の6第1項)

期間	1月27日(木)から2月20日(日)まで
対象施設	<p>次の施設のうち、床面積1,000m²を超える施設</p> <ul style="list-style-type: none">・劇場等：劇場、観覧場、映画館等・集会場等：集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館等・ホテル等：ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設及び遊技場：体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等・博物館等：博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等・遊技場：マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等・遊興施設：漫画喫茶、個室ビデオ店等・物品販売業を営む店舗：大規模小売店、ショッピングセンター等・サービス業を営む店舗：スーパー銭湯、ネイルサロン等
要請内容	<p>次の感染防止対策の徹底をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・入場をする者の整理等・入場をする者に対するマスクの着用の周知・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）

その他

県有施設	○重点措置区域の県有施設の開館時間の短縮や休館等を実施
やまがた冬割 キャンペーン	○山形県民は、重点措置区域の県民及び重点措置区域の宿泊割引のみ停止 ○隣県の県民割については、県内での宿泊割引を停止 ○いずれも1月27日以降予約停止、2月2日以降割引停止